

平成 29 年 5 月 23 日一部改正

平成 28 年 9 月 6 日制定

名古屋大学学術研究・産学官連携推進本部長決定

名古屋大学発ベンチャー称号授与規程第 4 条（審査委員会）第 2 項に関して、審査委員会における審査項目を以下のとおり定める。

（審査項目）

1. 規程第 3 条（申請資格）第 1 号に関しては、本学の知的財産権を活用した契約手続きが行われているか又は行われる予定があるか。
2. 規程第 3 条（申請資格）第 2 号に関しては、本学で得られた研究成果であるか。
3. 規程第 3 条（申請資格）第 3 号に関しては、在籍期間が内規で定められたとおりであるか。
4. 名古屋大学学生発ベンチャーに関しては、設立後原則 1 年以上経過しているか又は相当の事業実績があるか。
5. 兼業手続きなど必要な手続きを行っているか。（共通）
6. 事業実績が十分にあるか又はその見込みが十分に期待できるか。（共通）

（以下参考）

名古屋大学発ベンチャー称号授与規程

（申請資格）

第 3 条 称号の授与を申請できる企業は、新たな技術又はビジネス手法を基に起業した企業であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一 本学又は本学の役員、職員若しくは学生が所有する知的財産権（名古屋大学職務発明規程（平成 16 年度規程第 95 号）第 2 条第 6 号に規定する知的財産権をいう。）を活用していること。

二 本学で得られた研究成果等を活用していること。

三 本学の役員、職員又は学生（過去に役員、職員又は学生であった者を含む。）のうち、別に定める者が、設立者であること又は設立に深く関与していること。

2 前項の規定にかかわらず、総長が前項の規定に準ずる資格を有すると認めた企業は、称号の授与を申請できるものとする。

3 前 2 項の申請資格に必要な事項は、別に定める。

名古屋大学発ベンチャー称号の授与に関する内規

（申請資格）

第 2 条 規程第 3 条第 1 項第 3 号の「別に定める者」は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 役員又は職員のうち、本学に 6 年以上在職している者

二 過去に役員又は職員であった者のうち、本学に 6 年以上在職しており、かつ、退職から称号授与に係る企業の設立までの期間が 1 年以内の者

三 学生のうち、本学に 2 年以上在学している者

四 過去に学生であった者のうち、本学に 2 年以上在学しており、かつ、卒業等から称号授与に係る企業の設立までの期間が 1 年以内の者

2 前項の年限は、本学に多大な功績があり、本学との関与が十分にあると名古屋大学発ベンチャー審査委員会（以下、「審査委員会」という。）が判断した場合は、この限りではない。